



県立学校長様

愛媛県教育委員会教育長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校管理上の留意点」等の
改訂について (通知)

各校においては、令和 2 年 5 月 21 日付け 2 教高第 363 号により、5 月 25 日からの
「完全再開」に取り組んでいただいているところです。

この度、県における警戒レベルの設定が、6 月 18 日までの「警戒期 (移行期間)」
を経て「縮小期」に移行する見込みであることを受け、県立学校においても 6 月 22
日を目途に通常の活動に移行する観点から、「新型コロナウイルス感染症対策に係る
学校管理上の留意点」及び「県立学校における新型コロナウイルス感染防止ガイドラ
イン」を、下記のとおり改訂したので、お知らせします。

については、改訂版の留意点等に基づき、引き続き、必要な感染予防策を講じた上で
教育活動を推進するようお願いするとともに、通常の活動への移行を見据えた適切な
対応をお願いします。

記

1 送付物

- 「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校管理上の留意点 (令和 2 年 5 月 29
日現在)」
- 「県立学校における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン (令和 2 年 5 月 29
日現在)」

2 主な改訂点

- 実習・実技等の段階的再開に関する改訂 (留意点 1 (1)オ、ガイドライン 2)
- 公共交通機関を利用する児童生徒等に関する内容の追記 (留意点 1 (6))

3 その他

変更、追加等がある場合は、その都度、通知又は連絡する。

【問い合わせ先】

愛媛県教育委員会事務局

(高等学校に関すること)

高校教育課 教育指導グループ 渡邊 弘安

TEL 089-912-2953

(特別支援学校に関すること)

特別支援教育課 教育指導グループ 原 喜代佳

TEL 089-912-2965

(保健管理・運動部活動に関すること)

保健体育課 教育指導グループ 泉 志保・宮崎 智之

TEL 089-912-2981

(人権教育に関すること)

人権教育課 教育指導グループ 竹縄 浩二

TEL 089-912-2962

新型コロナウイルス感染症対策に係る学校管理上の留意点

(令和2年5月29日現在)

※下線部は、5月21日現在からの変更点

1 感染症対策

別添「県立学校における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」を踏まえるとともに、下記の項目に留意すること。

【3つの感染リスク管理を徹底】

- 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉）
- 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集）
- 近距離での会話や大声での発声を控える（密接）

(1) 基本的な感染症対策

ア こまめな手洗いや咳エチケットの徹底

- ・ 外から教室等に入る時やトイレの後、昼食前後などこまめに手を洗う。
- ・ 基本的には、石けんと流水でよく手を洗う。洗えない場合、アルコールを含んだ手指消毒液を使用。石けんやアルコールに過敏に反応するなどの場合は、流水でしっかり手を洗うなど配慮する。
- ・ マスクを着用。マスクがない場合に咳が出るときは、ハンカチ、ティッシュ、タオル、衣服の袖等で鼻と口を押える「咳エチケット」を指導。

イ 特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液を使用し拭き取りを行う。

- ・ 学校における施設等の消毒は、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用。
（腐食しやすい物品には使用しない。）

ウ 抵抗力を高める。

- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

エ 3つの感染拡大回避行動

- ・ 「うつらないよう自己防衛！」「うつさないよう周りに配慮！」「県外への外出注意と3密回避！」を徹底する。特に、首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道はもとより、感染者が増加している地域（以下、「感染拡大地域等」という。）への外出には注意すること。

オ 特に留意する感染症対策

- ・ マスクの着用、手洗いや咳エチケットなどの徹底した感染症対策を講じること。
- ・ 毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底し、発熱等がみられる児童生徒等については、自宅で休養させること。
- ・ 登下校時に公共交通機関を利用する児童生徒等のマスク着用は、特に徹底すること。

- ・ 換気の悪い密閉空間にしないために、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を同時に開け、窓のない部屋では常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして換気に努めること。エアコン使用時においても、換気は必要であることに留意すること。また、換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、併せて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底に留意すること。
- ・ 教師と児童生徒等、児童生徒等同士の接触や、近距離での対面による会話等を避けること。
- ・ 教壇前に透明フィルムを吊り下げる等、飛沫感染を防ぐための策を講じているところであるが、県の警戒レベルの設定が、6月18日までの「警戒期（移行期間）」を経て「縮小期」に移行する見込みであることから、今後、地域ごとの感染状況に変化がなければ、6月22日（月）を目途に、透明フィルムやフェースシールド等の使用を取りやめる方向で検討する。
- ・ 物品の共用による感染を避けるため、ドアノブ、スイッチ、蛇口等、児童生徒等の触れる場所や、共用の教材、教具、情報機器等を、定期的に及び随時、消毒すること。
- ・ 教師及び児童生徒等並びに児童生徒等同士の間可能な限り身体的距離を確保すること。
- ・ 1メートルを目安に教室内で最大限の間隔をとるよう机の配置等を工夫すること。なお、施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことにより「3つの密」を避けるよう努めること。
- ・ 実習・実技等については、段階的に緩和し、6月22日（月）を目途に通常の活動に移行する。

学習指導における実技・実習等の段階的再開のイメージ

感染対策期	感染警戒期	→ 感染縮小期		
学校休業	ステップⅠ	ステップⅡ	ステップⅢ	
	○児童生徒等同士が接近・接触する実習・実技等の活動や、児童生徒等が密集して長時間活動するグループ活動は、実施しない	○活動を段階的に再開するが、特に感染リスクの高い次の活動は、行わない ・長時間、近距離で対面形式となるグループ活動等 ・近距離での合唱及び管楽器演奏 ・近距離で活動する調理実習	○学校長の許可のもと、通常の活動を再開する	
	段階的緩和の目安	5/25～6/7	6/8～6/21	6/22～

(2) マスクについて

児童生徒等が校内で着用するマスクについては、その入手の困難さを踏まえ、白色のものに指定することなどないようにし、色・柄・材質等、柔軟に対応すること。また、このことを全ての児童生徒等及び保護者に周知すること。

熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合や体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、令和2年5月21日付け事務連絡（保健体育課長）を踏まえた取扱いとすること。

(3) 給食時の感染症対策

特別支援学校及び中等教育学校(前期)の給食も再開する。3密環境となることをできる限り避けるため、配膳する児童生徒の衛生管理の徹底や、飛沫を飛ばさない、対面しないなどの対応を行うほか、学校の実情に応じた各種の工夫を行うこと。

(4) 高校等の昼食時の感染症対策

ア ホームルーム教室で昼食をとらせる場合は、机の移動等をさせず、自席で昼食をとらせること。

イ 特別教室等も活用して、分散の上、昼食をとらせる等の工夫も行うこと。

ウ 会話をしながら昼食をとることがないように、指導すること。

(5) 時差通学の継続について

公共交通機関の利用が多い学校については、当分の間は引き続き、通勤時間帯を回避できる登下校時間を設定するなど、学校や地域の実情に応じた時差通学対策を行う。

(主な対応例)

○始業時間や終業時間を、通勤等で混雑する時間帯から外して設定する。

○校内で時間差を設け、複数の便に分散して登校させる。

○近隣校と連携し、始業時間をずらすなど、生徒の集中を避ける。

(6) 公共交通機関を利用する児童生徒等に対しては、感染防止に対する県民の意識が高まり、児童生徒等の行動に注目が集まっていることに鑑み、次の項目に留意して、児童生徒等に感染拡大回避行動を徹底するよう指導するとともに、学校を代表する者としての自覚ある行動を促すこと。

・マスク着用など咳エチケットの徹底。

・会話を控える。

・乗車前後の消毒液の活用や手洗いの徹底。

・車内では、身体的距離をできるだけ確保する。

・混雑緩和のために、荷物等は網棚に置く。もしくは、体の前に抱える。

・車内では、飲食を控える。

・一般の乗客の方に配慮した言動を行う。

(7) 児童生徒の意識向上について

児童生徒の「保健委員会」によるポスター作成や校内放送など、主体的な啓発活動に取り組むこと。

2 児童生徒等の受入れ及び自宅待機等について

(1) 感染拡大地域等の県外に行き来した児童生徒等については、体調に問題がない場合、他の児童生徒等と同様に、毎朝の検温等の確認をした上で、登校を受け入れること。

(2) 児童生徒等について、保護者からの要請や本人の不安感、体調不良等により、欠席の申し出があった場合には、これを認めるとともに、欠席の扱いをせず、出席停止として扱うこと。

また、このことを、児童生徒等及び保護者に周知しておくこと。

(3) 自宅待機を要請するのは、児童生徒等に発熱や咳等の健康不良が認められる場合や、感染者の濃厚接触者に特定された場合であり、保護者が仕事のために感染拡大地域等の県外に行き来していることのみをもって、児童生徒等に自宅待機を勧めることのないようにすること。

(4) 児童生徒等に対し、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見によるいじめや差別が生じないように適切な教育を行い、児童生徒等の人権意識の醸成に努めること。

誰もが感染者や濃厚接触者になり得ることや、予防を徹底しながら医療や物流、交通機関等様々な仕事に従事し社会を支える人々の働きについて正しい理解促進を図るとともに、そうした人々やその家族に対する偏見や差別が生じないように努めること（令和2年4月13日付け2教人第19号「新型コロナウイルス感染症に係るいじめ等の防止の徹底について」を参照）。

感染症への不安、偏見や風評による心理的ストレス等、様々な悩みを抱える児童生徒等の心のケアに努めるとともに、SCやSSW、SLA等によるカウンセリング、電話やSNSを活用した相談窓口の周知など、相談体制を整えること（令和2年5月1日付け2教人第39号「『SNS活用子ども相談体制緊急構築事業』（SNS相談ほっとえひめ）の開始について（依頼）」を参照）。

3 学習指導について

(1) 学習に遅れが生じないように、臨時休業中の学習状況等を踏まえ、必要な補習や家庭学習の支援を行うこと。

(2) 履修及び修得の認定については、令和2年4月17日付け2教高第165号「「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴う学習指導及び評価等の在り方」について」及び令和2年4月23日付け2教高第202号「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」に基づくこと。

(3) 分散登校日の取扱い

（令和2年5月1日付け2文科初第222号「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」より）

ア 分散登校日は、指導要録上の「授業日数」に含まないものとして取り扱う。

イ 分散登校日の学習活動は、学習評価に反映することができ、一定の要件を

満たす場合には、学校の再開後に再度授業において取り扱わないことができる。

ウ 登校しなかった児童生徒等に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益に取り扱われることのないよう配慮すること。

(4) 臨時休業により実施できなかった授業日等の補いについては、令和2年5月8日付け2教高第277号「県立学校における「学校教育活動の段階的再開」について」に添付の「5月11日以降の県立学校の管理運営方針」において示したとおりとすること。

ア 臨時休業の影響によって、県立学校において開校できなかった授業日数について、次の考え方によって補充すること。

- ・家庭学習により、対面授業を補っている程度は25%を基本とする。
- ・各校において学習状況を判定し、補うべき授業日数を算出。

イ 平日の7時間目の設定、土曜授業の実施、学校行事の精選による授業時数の確保、臨時休業中の家庭学習の実績等によって、各校の実情に応じ、夏季休業等で補う日数を減ずることも可能とする。

学校再開日	開校できなかった日数	Aのうち授業を行わない日数	補充の基準日数	夏季休業等で補う日数
5月25日	A	B	A-B=C	C*75%
家庭学習を対面授業として評価		(例)球技大会等		25%を評価
県立高校(40校、中等後期含む)	21日	2日	19日	15日
中予地域3市3町(14校)	25日	2日	23日	18日
南宇和高校	26日	2日	24日	18日
内子高校	29日	2日	27日	21日
今治東・宇和島南中等(前期)	21日	2日	19日	15日
松山西中等教育学校(前期)	28日	2日	26日	20日
県立特別支援学校(4校)	21日	2日	19日	15日
中予地域3市3町(5校)	28日	2日	26日	20日

(5) 今後の感染状況によっては、再びの臨時休業も懸念されることから、それに対する備えとして、また、授業の質を高める観点からも、ICTを活用した家庭学習支援の強化と授業におけるICTの更なる活用を進めること。

特に、学習支援アプリ等の有効性が再認識されたことを踏まえ、保護者等の理解のもと、双方向的な遠隔学習を確保する体制を積極的に拡充すること。

(6) 県教育委員会が提供する学習サポート動画(愛媛CATVと連携)、県教育委員会が設置した「教科別支援チーム」が、教材共有化サイトを通じて提供する学習プリント等を積極的に活用すること。

4 学校行事・式典等について

(1) 学校行事は、学年や学級等による分散実施など、実施方法は校長の判断によ

ること。

- (2) 式典等については、感染症対策の徹底、時間短縮や参加者の制限等による規模縮小に十分に留意すること。

5 特別支援学校について

基本的には、本留意点に沿った対応とし、加えて次の点に留意すること。

- (1) スクールバスでは、座席の間隔を十分にとる（2人掛け座席に1人）とともに、定期的な換気や消毒、児童生徒等のマスクの着用、会話を控えるなど、感染症対策を徹底する。
- (2) 給食については、食堂で大人数が一堂に会して食事をする場面は避け、教室の利用等、少人数での給食を実施すること。また、対面しない、席の距離を空けるなどの対応を行うこと。

児童生徒等の摂食指導や食事介助を担当する教職員は、必要に応じて手袋や使い捨てエプロンを使用するなど、衛生管理を徹底し、児童生徒等にとって安全・安心な給食となるよう心掛けること。

- (3) 寄宿舎については、食事、入浴等、日常生活場面での感染症対策をより一層強化するとともに、一つの舎室で多くの児童生徒が生活する場合は、舎室を分けるなど、密集性を避ける対応を行うこと。
- (4) 医療的ケアの必要な児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等については、感染症による重症化リスクが高いことが考えられることから、主治医や学校医等に相談の上、保護者の意向も踏まえながら個別に登校の判断をすること。
なお、登校をしない場合においては、校長が出席しなくてもよいと認めた日として扱うこと。

6 部活動について

部活動についても完全再開に合わせて解禁するが、3密環境を伴う活動や練習試合等は当面見合わせることにし、状況を確認しながら段階的に活動制限を緩和していく。

学校生活の中でも3密環境がそろいやすい活動であることから、校長が実施内容を十分に確認するとともに、別添「部活動再開チェックリスト」により、校長や顧問等が責任を持って監督・指導することを前提に実施すること。

【部活動における主な留意事項】

- (1) 密閉・密集・密接の3つの感染リスク管理を徹底すること。
- (2) 基本的感染症対策の徹底（こまめな手洗い・咳エチケット等）
- (3) 活動日ごとに生徒や顧問等の健康状態を確認し、体調不良者は参加させないこと。
- (4) 大人数による集団の活動は避け、少人数やグループ分けによる活動や、生徒が極力接触しない活動内容の工夫など。

- (5) 用具等は使用前に消毒し、不用意に使い回さないこと。
- (6) 活動は、短時間で効果的に実施すること。
- (7) 更衣室等の使用は短時間とし、一斉使用はしない など



7 トレーニングルーム等の使用について

令和2年4月13日付け2教保第48号により、5月6日(水)まで各校の該当施設について使用禁止とし、令和2年4月28日付け2教高第242号により延長したが、上記6を徹底した上で、使用を再開できることとする。

8 教職員の勤務について

- (1) 真にやむを得ない緊急の用務を除き、感染拡大地域等への出張は見合わせる

なお、やむを得ない理由により、感染拡大地域等への出張を命じる必要が生じた場合には、校長は、教職員に対して、感染拡大回避行動を心がけさせるほか、用務上、必要のない行動(夜の街への外出、不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗といった感染の危険性が高い場所への立入等)は厳に慎むとともに、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を行うよう指導すること。

- (2) 帰県後は、校長が、移動中の行動を詳細に聞き取ること(報告の際には、電話やメールを活用すること)。
- (3) 校長は、感染リスクが高いと判断した場合には、自宅待機等の適切な措置を指示すること。
- (4) 校長は、自宅待機等を指示しない場合でも、感染拡大地域等からの帰県後2週間は、不特定多数との接触を控える、密閉した場所での会議等に出席しない、

至近距離での会話をしないなど、万が一に備えた感染拡大予防対策を特に徹底させるとともに、少しでも体調に異変を感じた場合には、直ちに校長へ連絡させること。

- (5) 教職員が児童生徒等に接する立場にあるとの観点から、各教職員に、自らの責務の重さや職務の影響力の大きさを改めて自覚させること。

9 教職員の私事旅行について

(1) 私事による旅行については、観光以外の目的で、県外、特に感染拡大地域等へ外出する場合には、その必要性の検討を含めて慎重な対応を行うように注意喚起するとともに、必ず事前に校長へ書面で報告させること（様式自由）。

- (2) 当該教職員が帰県した際には、上記8の(2)～(4)の対応を行うこと。

10 児童生徒等及び保護者等への説明

学校再開について不安を持つ児童生徒等及び保護者に対しては、その不安に寄り添うとともに、上記2の(2)について周知すること。

また、児童生徒等及び保護者並びに外部に対しては、令和2年5月8日付け知事メッセージ「愛媛県における今後の新型コロナウイルス感染症に対する新たな対応方針「感染第二波への対処戦略」について」など、各校に随時送付している知事メッセージの趣旨に沿って、丁寧に説明すること。

県立学校における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

(令和2年5月29日現在)

(文科省の「衛生管理マニュアル(5/22)」 「教育活動の再開等に関するQ&A(5/21時点)」を参照)

【3つの感染リスク管理を徹底】

- ・換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉）
- ・多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集）
- ・近距離での会話や大声での発声を控える（密接）

1 基本的な感染症対策

① こまめな手洗いや咳エチケットの徹底

- ・外から教室等に入る時やトイレの後、昼食前後などこまめに手を洗う。
- ・基本的には、石けんと流水でよく手を洗う。洗えない場合、アルコールを含んだ手指消毒液を使用。石けんやアルコールに過敏に反応するなどの場合は、流水でしっかり手を洗うなど配慮する。
- ・マスクを着用。マスクがない場合に咳が出るときは、ハンカチ、ティッシュ、タオル、衣服の袖等で鼻と口を押える「咳エチケット」を指導。

熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合や体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、令和2年5月21日付け事務連絡（保健体育課長）を踏まえた取扱いとすること。

② 特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液を使用し拭き取りを行う。

- ・学校における施設等の消毒は、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用。
（腐食しやすい物品には使用しない。）

③ 抵抗力を高める

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

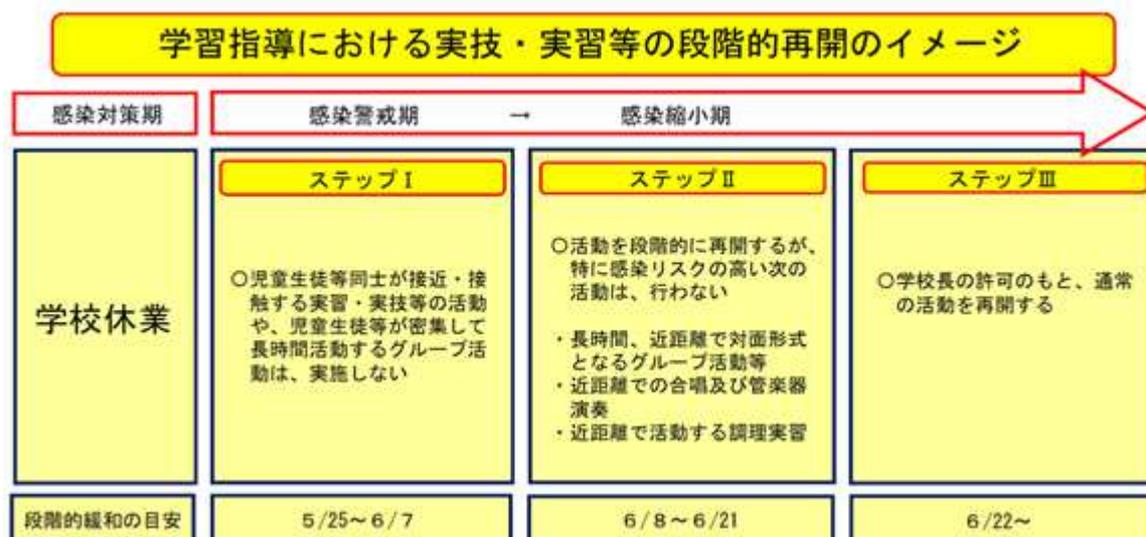
④ 3つの感染拡大回避行動

- ・「うつらないよう自己防衛」「うつさないよう周りに配慮」「県外への外出注意と3密回避！」を徹底する。特に、首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）及び北海道はもとより、感染者が増加している地域への外出には注意すること。

2 学校再開時に特に留意する感染症対策

- マスクの着用、手洗いや咳エチケットなどの徹底した感染症対策を講じること。
- 毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底し、発熱等がみられる児童生徒等については、自宅で休養させること。
- 登下校時に公共交通機関を利用する児童生徒等のマスク着用は特に徹底すること。
- スクールバス利用に当たっては、座席の間隔を十分にとる（2人掛け座席に1人）とともに、定期的な換気や消毒、児童生徒等のマスクの着用、会話を控えるなど、感染症対策を徹底する。
- 換気の悪い密閉空間にしないために、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を同時に開け、窓のない部屋では常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして換気に努めること。エアコン使用時においても、換気は必要であることに留意すること。また、換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、併せて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底に留意すること。
- 教師と児童生徒等、児童生徒等同士の間での接触や、近距離での対面による会話等を避けること。
- 教壇前に透明フィルムを吊り下げる等、飛沫感染を防ぐための策を講じているところであるが、県の警戒レベルの設定が、6月18日までの「警戒期（移行期間）」を経て「縮小期」に移行する見込みであることから、今後、地域ごとの感染状況に変化がなければ、6月22日（月）を目途に、透明フィルムやフェースシールド等の使用を取りやめる方向で検討する。

- 物品の共用による感染を避けるため、ドアノブ、スイッチ、蛇口等、児童生徒等の触れる場所や、共用の教材、教具、情報機器等を、定期的に及び随時、消毒すること。
- 教師及び児童生徒等並びに児童生徒等同士の間可能な限り身体的距離を確保すること。
- 1メートルを目安に教室内で最大限の間隔をとるよう机の配置等を工夫すること。なお、施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことにより「3つの密」を避けるよう努めること。
- 実習・実技等については、段階的に緩和し、6月22日（月）を目途に通常の活動に移行する。



- 児童生徒の「保健委員会」によるポスター作成や校内放送など、主体的な啓発活動に取り組むこと。

3 給食時・昼食時に留意する感染症対策

(1) 給食時の感染症対策

3密環境となることをできる限り避けるため、配膳する児童生徒の衛生管理の徹底や、飛沫を飛ばさない、対面しないなどの対応を行うほか、学校の実情に応じた各種の工夫を行うこと。

特に特別支援学校の給食については、

- ・ 食堂で大人数が一堂に会して食事をする場面は避け、教室の利用等、少人数での給食を実施すること。また、対面しない、席の距離を空けるなどの対応を行うこと。
- ・ 児童生徒等の摂食指導や食事介助を担当する教職員は、必要に応じて手袋や使い捨てエプロンを使用するなど、衛生管理を徹底し、児童生徒等にとって安全・安心な給食となるよう心掛けること。
- ・ 自校給食においては、調理場の衛生管理を徹底すること。

(2) 高校等の昼食時の感染症対策

- ・ ホームルーム教室で昼食をとらせる場合は、机の移動等をさせず、自席で昼食をとらせること。
- ・ 特別教室等も活用して、分散の上、昼食をとらせる等の工夫も行うこと。
- ・ 会話をしながら昼食をとることがないよう、指導すること。